

安全データシート (SDS)

1 化学品及び会社情報

化学品の名称

製品名 金属アンチモン
製品コード

供給者の会社名称、住所及び電話番号

会社名称 東湖産業株式会社
担当部署 生産部 品質管理環境課
住所 〒521-0031 滋賀県米原市一色 50-3
電話番号 0749-54-1301
Fax 番号 0749-54-2872
電子メールアドレス touko-s@soleil.ocn.ne.jp
緊急連絡電話番号 0749-54-1301

推奨用途

工業用原料（半導体用の高純度原料、蓄電池、各種合金用等）

使用上の制限

上記の用途以外の使用はしない。

2 危険有害性の要約

化学品の GHS 分類

物理化学的危険性 分類できない

健康有害性

分類できない

環境有害性

分類できない

GHS ラベル要素

絵表示 なし
注意喚起語 なし
危険有害性情報 該当しない
注意書き 該当しない

他の危険有害性

情報なし

重要な徴候及び想定される非常事態の概要

情報なし

3 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

化学物質

組成及び成分情報

化学名又は一般名	CAS 登録番号	官報公示 整理番号 (化審法・安衛法)	濃度又は濃度範囲 (wt%)
アンチモン*	7440-36-0	-	≥ 99

*化学物質排出把握管理促進法 第1種指定化学物質

不純物の組成及び成分情報

化学名又は一般名	CAS 登録番号	官報公示 整理番号 (化審法・安衛法)	濃度又は濃度範囲 (wt%)
ヒ素**	7440-38-2	-	≤ 0.1
鉛**	7439-92-1	-	≤ 0.2

**化学物質排出把握管理促進法 特定第1種指定化学物質

GHS 分類に寄与する成分

該当しない

4 応急措置

ばく露経路による応急措置

吸入した場合

被災者を空気の新鮮な場所に移す。

気分が悪いときは、医師の診断/手当を受けること。

皮膚に付着した場合

皮膚を流水で洗い、必要に応じて汚染された衣服を取り除く。

症状が続く場合には、医師に連絡すること。

眼に入った場合

眼、まぶたのすみずみまで洗浄する。

症状が続く場合には、医師に連絡すること。

飲み込んだ場合

水でよく口の中を洗浄する。

気分が悪いときは、医師の診断/手当を受けること。

急性症状の最も重要な徴候症状

情報なし

遅発性症状の最も重要な徴候症状

情報なし

応急措置をする者の保護に必要な注意事項

救助者は、状況に応じて適切な眼、皮膚の保護具を着用する。

医師に対する特別な注意事項

情報なし

5 火災時の措置

適切な消火剤

本製品は、不燃性である。
万が一の場合は、周辺火災に適した消火剤をすること。

使ってはならない消火剤

情報なし

火災時の特有の危険有害性

三酸化アンチモンの粉じんが発生する可能性がある。

特有の消火方法

周辺火災の場合は、速やかに容器を安全な場所に移すこと。
移動不可能な場合には、容器及び周囲に散水して冷却する。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

消火作業では適切な保護具を着用すること。

6 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

粉じんの発生を避ける。十分な換気装置を備えること。
保護具を着用していない人を近づけないこと。
当該製品に急性毒性はないが、皮膚あるいは眼との接触を避けて、適切な保護具を着用すること。
粉じんの吸入を避けること。

環境に対する注意事項

放出事故に際しては、下水あるいは水路への流れ込み及び土壌浸透を避ける。
漏洩物は関連法規に従い処分すること。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

粉じんの発生を避けること。
漏洩物は掃き集めるか産業用の真空掃除機で回収すること。
集めた漏洩物は廃棄に適切な容器あるいは密閉できるプラスチック袋に回収すること。

二次災害の防止策

すべての発火源を速やかに取り除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）。
排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策	「8 ばく露防止及び保護措置」に記載の措置を行い、必要に応じて保護具を着用する。
安全取扱注意事項	すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 適切な保護具を着用し作業を行うこと。 粉じんを発生させないようにする。 粉じんを圧縮空気で吹き飛ばさないこと。 吸入及び経口摂取を避けること。
接触回避 衛生対策	熱、高温、加熱、発火源等 作業場の定期清掃を行うこと。 指定場所以外での飲食・喫煙は禁止すること。 作業後は手を洗い、食事場所では汚染衣服・保護具を脱ぐこと。 作業完了後はシャワーを浴びて着替えること。 作業に使用した汚染衣服を自宅で着てはならない。

保管

技術的対策	保管場所には危険・有害物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な照明及び換気の設備を設ける。
混触禁止物質	水素、高温の硫酸、ハロゲン、硝酸塩、過マンガン酸塩、強酸・強塩基、還元剤
保管条件	湿度の低い、換気の良い場所で密封状態にして保管すること。
安全な容器包装材料	容器は、容器試験基準に適合していることを自主確認すること。

8 ばく露防止及び保護措置

管理濃度

0.003 mg/m ³ (砒素及びその化合物、砒素として (アルシン及び 砒化ガリウムを除く。))
0.05 mg/m ³ (鉛及びその化合物、鉛として)

許容濃度

濃度基準値設定物質 八時間濃度基準値	設定されていない
濃度基準値設定物質 短時間濃度基準値	設定されていない
ACGIH TLV-TWA (2024)	0.5 mg/m ³ (アンチモン) 0.01 mg/m ³ (ヒ素) 0.05 mg/m ³ (鉛)
ACGIH TLV-STEL (2024)	設定されていない
日本産業衛生学会 (2023)	0.1 mg/m ³ (アンチモンおよびアンチモン化合物 (アンチモンとして) (スチビンを除く))

0.3～3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (ヒ素) (過剰発がん生涯リスクレベル 10^{-4} ～ 10^{-3}) (評価方法：平均相対リスクモデル) (発がんに関する物質のすべてが同定されているわけではない)

0.03 mg/m^3 (鉛及び鉛化合物 (鉛として) (アルキル鉛化合物を除く))

設備対策

可能な限り粉じんの形成を防ぐこと。

粉じんが発生する場所や発生させる機械がある場合は、適切な換気が行われていることを確認すること。

粉じんの蓄積が避けられない場所では、定期的に産業用の真空掃除機または中央真空システムにより取り除く必要がある。

排気はダストセパレータを通して放出すること。

製造プロセスや清掃作業中に発生した排水は回収し、排水処理プラントで処理するのが望ましい。

保護具

呼吸用保護具

必要に応じて防じんマスクを着用すること。

手の保護具

適切な保護手袋を着用すること。

眼及び/又は顔面の保護具

適切な保護眼鏡を着用すること。

皮膚及び身体の保護具

適切な保護長靴、保護衣を着用すること。

特別な注意事項

環境に排出しないように注意する。

9 物理的及び化学的性質

物理状態	固体 (塊状、ショット状)
色	灰色
臭い	無臭
融点/凝固点	630°C
沸点又は初留点及び沸点範囲	1,380°C
可燃性	不燃性 この物質には室温 (20°C) で空気と接触した後で自発性発火を起こすような化学基はない。 さらに、長期的に業務用の取扱いが行われた経験によると、この物質は空気と接触しても発火しない。
爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界	非爆発性。アンチモンは爆発性を示す化学基を持っていない。
引火点	液体ではなく融点の低い固体でもないため、該当しない。
自然発火点	自然発火は酸素との反応あるいは発熱分解で発生する熱が必要となるので、該当しない。
分解温度	分解しない
pH	固体のため、該当しない。
動粘性率	固体のため、該当しない。
溶解度	18.2 mg/L (20°C -ISO 6341 medium-loading 2 g Sb/l-pH 4.6)
n-オクタノール/水分配係数 (log	情報なし

値)	
蒸気圧	1.66 mmHg (800°C)
密度及び／又は相対密度	比重：6.7
相対ガス密度	該当しない
粒子特性	情報なし
その他のデータ	情報なし

10 安定性及び反応性

反応性	常温、常圧の通常状態下では安定である。
化学的安定性	常温、常圧の通常状態下では安定である。
危険有害反応可能性	水素と反応し、スチビン (SbH ₃) が発生する。 空気中または酸素中で熱すると輝きのある青色炎を上げて燃焼し、三酸化アンチモンを生ずる。 塩素と混触すると発火し、五塩化アンチモンが発生する。 臭素、ヨウ素とアンチモンが反応すると常温で激しく反応する。 高温の硫酸と混触すると二酸化硫黄が発生する。 硝酸塩と粉末アンチモンとを混合したものは爆発する。 過マンガン酸塩とアンチモンが反応するとアンチモンが還元されアンチモン酸塩を生ずる。
避けるべき条件	熱、高温、加熱、発火源等
混触危険物質	水素、高温の硫酸、ハロゲン、硝酸塩、過マンガン酸塩、強酸・強塩基、還元剤
危険有害な分解生成物	火災の際は、三酸化アンチモンの粉じんが発生する可能性がある。

11 有害性情報

製品の有害性情報

急性毒性（経口）	区分に該当しない 三酸化アンチモンから類推（Read across）し、分類には該当しない。 ラット LD ₅₀ > 20,000 mg/kg (Sb ₂ O ₃) (Fleming, 1938; Gross et al, 1955; Weil et al, 1978)
急性毒性（経皮）	区分に該当しない 三酸化アンチモンから類推（Read across）し、分類には該当しない。 ウサギ LD ₅₀ > 8,300 mg/kg (Sb ₂ O ₃) (Gross et al, 1955)
急性毒性（吸入：ガス）	区分に該当しない 固体のため、区分に該当しない。
急性毒性（吸入：蒸気）	区分に該当しない 固体のため、区分に該当しない。
急性毒性（吸入：粉じん／ミスト）	区分に該当しない 三酸化アンチモンから類推（Read across）し、分類には該当しない。 ラット LC ₅₀ > 5,200 mg/m ³ (Sb ₂ O ₃) (Leuschner, 2006)

皮膚腐食性／刺激性	<p>区分に該当しない</p> <p>皮膚に軽度の刺激性がある。特に汗で湿った部位への反復または長期間の接触は皮膚炎を起こす事がある。“アンチモン斑”として知られる皮膚炎は痒みののち、発疹を起こすことがある。</p>
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	<p>区分に該当しない</p> <p>三酸化アンチモンについては、眼刺激性分類に該当しない (Leuschner, 2005)。</p> <p>三酸化アンチモンから類推 (Read across) し、分類には該当しない。</p>
呼吸器感作性又は皮膚感作性	<p>呼吸器感作性：区分に該当しない</p> <p>三酸化アンチモンについては、呼吸器感作性はない (Chevalier, 2005; Moore, G.E, 1994)。</p> <p>三酸化アンチモンから類推 (Read across) し、分類には該当しない。</p> <p>皮膚感作性：区分に該当しない</p> <p>三酸化アンチモンについては、皮膚感作性はない (Chevalier, 2005; Moore, G.E, 1994)。</p> <p>三酸化アンチモンから類推 (Read across) し、分類には該当しない。</p>
生殖細胞変異原性	<p>区分に該当しない</p> <p>三酸化アンチモンについて、経口投与後の <i>in vivo</i> における変異原性は起こらなかった。<i>in vivo</i> 試験における染色体や小核の異常はマウス (Elliot et al., 1998)、ラット (Whitwell,2006) , (Kirkland et al.,2007) での経口適用試験で否定されている。</p> <p>三酸化アンチモンから類推 (Read across) し、分類には該当しない。</p>
発がん性	<p>分類できない</p> <p>日本産業衛生学会：がん原性分類はされていない。</p> <p>ACGIH (産業衛生専門家会議)：がん原性分類はされていない。</p> <p>EPA (米国環境保護庁)：がん原性分類はされていない。</p> <p>NTP (米国国家毒性プログラム)：がん原性分類はされていない。</p> <p>EU (欧州連合)：がん原性分類はされていない。</p> <p>IARC (国際ガン研究機関)：がん原性分類はされていない。</p>
生殖毒性	<p>区分に該当しない</p> <p>齧歯動物での長期毒性研究 (Omura et al, 2002)、及びラットのトキシコキネティクス (毒物動態学) の関連情報に基づくと、三酸化アンチモンは生殖毒性には該当しない。</p> <p>三酸化アンチモンから類推 (Read across) し、分類には該当しない。</p>
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	<p>区分に該当しない</p> <p>三酸化アンチモンは特定標的臓器毒性 (単回ばく露) に分類されない。</p>

特定標的臓器毒性（反復ばく露）	三酸化アンチモンから類推（Read across）し、分類には該当しない。 区分に該当しない 三酸化アンチモンは特定標的臓器毒性（反復ばく露）に分類されない。 三酸化アンチモンから類推（Read across）し、分類には該当しない。
誤えん有害性	分類できない 情報が不足しているため、分類できない。

不純物の有害性情報

ヒ素

急性毒性（経口）	区分 4 ラットを用いた経口投与試験の LD ₅₀ = 763 mg/kg から、区分 4 とした。
急性毒性（経皮）	分類できない 情報なし
急性毒性（吸入：ガス）	区分に該当しない GHS の定義による固体である。
急性毒性（吸入：蒸気）	分類できない 情報なし
急性毒性（吸入：粉じん／ミスト）	分類できない 情報なし
皮膚腐食性／刺激性	分類できない 無機ヒ素化合物として刺激性を示すとの記述があるがデータ不足で分類できない。
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分 2 無機ヒ素化合物はヒトに眼刺激性を示すとの記述より、区分 2 とした。
呼吸器感作性又は皮膚感作性	呼吸器感作性：分類できない 情報なし 皮膚感作性：分類できない 砒素単体のデータはないが、無機ヒ素化合物としてヒトに皮膚感作性を示す可能性があるとしているが確定的な結論ではないことのヒトにおける記述”無機ヒ素の皮膚感作性の発現はまれである” とのことから、データ不足のため分類できないとした。
生殖細胞変異原性	分類できない データなし。なお、DFG ではヒ素及び無機ヒ素化合物を生殖細胞変異原性カテゴリー 3A（GHS 区分 1B～2 相当）に分類している。
発がん性	分類できない 情報なし
生殖毒性	区分 2 砒素単体の知見は認められなかったが、ヒ素およびヒ素化合物についての、List 1 の EHC 224 のヒトに関する記述”生殖への影響が示唆される” および動物での知見”

特定標的臓器毒性（単回ばく露）	母体毒性が認められる用量での胎児毒性および催奇形性”から区分2とした。なお、List 1 相当の Catalog of teratogenic agents には”無機ヒ素はヒトの催奇形性物質ではないとの結論を支持”との記述がある。
	区分1（消化器系、循環器系、神経系、血液系、呼吸器、皮膚、腎臓、肝臓）
	砒素単体の単回ばく露による致死性以外のデータは見つからなかったがヒトでは、「ヒ素化合物のヒトでの急性毒性としては消化管、心血管系、神経、血液系の症状、結膜炎及び皮膚炎を生じさせるとともに鼻粘膜、咽頭、気管への刺激、ヘモグロビン塊の尿細管遮断による頻尿もしくは無尿症」、「骨髄機能抑制、肝臓肥大」等の記載があることから、消化管、循環器、神経、血液系、呼吸器、皮膚、腎臓、肝臓が標的臓器と考えられた。以上より区分1（消化器系、循環器系、神経系、血液系、呼吸器、皮膚、腎臓、肝臓）に分類した。なお、「元素としての砒素は水や体液に実質的に不溶であるため、毒性は低い。」との記載あり。
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分1（消化器系、循環器系、神経系、腎臓、肝臓、血液系、呼吸器、皮膚）
	砒素単体の反復ばく露によるデータは見つからなかったが、ヒ素及び無機ヒ素化合物に関する EHC 224 のヒトにおける記述”胃腸管障害、神経障害、血液系への影響、心血管系、腎臓、肝臓の異常が見られた。標的臓器は胃腸管、心臓、脳及び腎臓である。皮膚、骨髄及び末梢神経系も影響を受ける”、に加えて ACGIH の上部気道及び肺への影響との記述より、区分1（消化器系、循環器系、神経系、腎臓、肝臓、血液系、呼吸器系、皮膚）とした。なお、「元素としての砒素は水や体液に実質的に不溶であるため、毒性は低い。」との記載あり。
誤えん有害性	分類できない 情報なし
鉛	
急性毒性（経口）	分類できない 情報なし
急性毒性（経皮）	分類できない 情報なし
急性毒性（吸入：ガス）	区分に該当しない
急性毒性（吸入：蒸気）	GHS の定義による固体である。
	分類できない 情報なし
急性毒性（吸入：粉じん／ミスト）	分類できない 情報なし
皮膚腐食性／刺激性	分類できない 情報なし
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激	分類できない

性 呼吸器感作性又は皮膚感作性	情報なし 呼吸器感作性：分類できない
	情報なし 皮膚感作性：分類できない
生殖細胞変異原性	情報なし 区分2 鉛関連労働者の末梢血リンパ球における染色体異常に関しては相反する結果が得られているが、鉛そのものに染色体異常／小核誘発作用があるとの記述があることから、区分2とした。
発がん性	区分2 IARC Supplement 7 および日本産業衛生学会で2B、ACGIHでA3、EPAでB2に分類されていることから、区分2とした。
生殖毒性	区分1A ヒトばく露例で精子形成に影響があるとの記述、EHC3の女性職業ばく露例で排卵機能障害がみられたとの記述から、区分1Aとした。ACGIH、DFGOTvol.17、PATTY、IARC 23で新生児の認知機能発達障害との関連、DFGOTvol.17、PATTYで流産増加との関連についての記述があるが、明確な結論はえられていない。
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	分類できない ヒトでの急性中毒では腎機能障害が認められたとの症例報告があるが、同じ出典に、その後の疫学調査では、腎障害は無かったとの記述があり、腎臓を標的臓器とするにはデータ不足であるため分類できないとした。
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分1（造血系、腎臓、中枢神経系、末梢神経系、心血管系、免疫系） 標的臓器は造血系、神経系、腎臓および心血管系であるとの記述、ヒトばく露例でヘム合成阻害、腎症、脳疾患が認められるとの記述、ヒトばく露例で末梢神経及び中枢神経機能に影響があるとの記述、のヒトばく露例で高血圧など心臓血管系に影響があるとの記述、ヒトばく露例で免疫抑制作用がみられるとの記述から、標的臓器は造血系、腎臓、中枢神経系、末梢神経系、心血管系および免疫系と考えられ、いずれも区分1とした。甲状腺または副腎機能低下の症例報告があるとの記述があるが、いずれも1970年以前の症例報告で、その後は同様の報告がなく、甲状腺に影響がないとの記述もあることから、甲状腺と副腎が標的臓器とは考えられなかった。
誤えん有害性	分類できない 情報なし

12 環境影響情報

製品の環境影響情報

金属アンチモン及びアンチモン含有の化合物は溶解してアンチモンイオンを生成する。従って、概してアンチモンに関する情報を記載する。

生態毒性	<p>水生環境有害性 短期（急性） 分類できない 海水魚[タイ(red seabream, <i>Pargusmajor</i>)] 96h LC₅₀ = 6.9 mg Sb/L (Takayanagi, 2001) 淡水魚[ファットヘッドミノー(<i>Pimephales promelas</i>)] 96 h LC₅₀ = 14.4 mg Sb/L (Brooke et al, 1986) 無脊椎動物[<i>Chlorohydra viridissimus</i>] 96h LC₅₀ = 1.77 mg Sb/L (TAI,1990) 藻類[<i>Pseudokirchneriellasubcapitata</i>] 72h ErC₅₀ (growth rate) > 36.6 mg Sb/L (Heijerick et al, 2004) 植物[コウキクサ(<i>Lemna minor</i>)] 4d EC₅₀ > 25.5 mg Sb/L (Brooke et al, 1986)</p> <p>水生環境有害性 長期（慢性） 分類できない 魚類[<i>Pimephales promelas</i>] 28d NOEC/LOEC (growth; length) = 1.13/2.31 mg Sb/L (Kimball, 1978) 無脊椎動物[<i>Daphnia magna</i>] 21d NOEC/LOEC (reproduction) = 1.74/3.13 mg Sb/L (Heijerick et al, 2003) 藻類[<i>Pseudokirchneriellasubcapitata</i>] 72 h NOEC/LOEC (growth rate) = 2.11/4.00 mg Sb/L (Heijerick et al, 2004)</p>
残留性・分解性	アンチモンは分解しないが、異なる相や化学物質、酸化物へと変化する可能性はある。
生物蓄積性	水生生物について測定した BCF(生物濃縮係数)は 40 で、ミミズについては BSAF (底質濃縮係数) が 1 である。
土壤中の移動性	log Kp = 2.07
オゾン層への有害性	アンチモンはオゾン層の消耗、生成、地球温暖化あるいは酸性化に関連はしない。

不純物の環境影響情報

ヒ素

生態毒性	<p>水生環境有害性 短期（急性） 分類できない データがなく分類できない。</p> <p>水生環境有害性 長期（慢性） 分類できない データがなく分類できない。</p>
残留性・分解性	情報なし
生物蓄積性	情報なし
土壤中の移動性	情報なし
オゾン層への有害性	該当しない

鉛

生態毒性	水生環境有害性 短期（急性） 分類できない データ不足のため分類できない。
	水生環境有害性 長期（慢性） 分類できない データ不足のため分類できない。
残留性・分解性	情報なし
生物蓄積性	情報なし
土壌中の移動性	情報なし
オゾン層への有害性	該当しない

13 廃棄上の注意

**化学品汚染容器及び包装の安全で、かつ、環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報
残余廃棄物**

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、または地方公共団体が廃棄物処理を行っている場合はそこに委託して処理する。

汚染容器及び包装

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14 輸送上の注意

国際規制

陸上輸送（ADR/RID の規定に従う）

国連番号	該当しない
品名（国連輸送名）	該当しない
国連分類	該当しない
副次危険性	該当しない
容器等級	該当しない

海上輸送（IMO の規定に従う）

国連番号	該当しない
品名（国連輸送名）	該当しない
国連分類	該当しない
副次危険性	該当しない
容器等級	該当しない

航空輸送（ICAO/IATA の規定に従う）

国連番号	該当しない
品名（国連輸送名）	該当しない
国連分類	該当しない
副次危険性	該当しない
容器等級	該当しない

海洋汚染物質

非該当

MARPOL73/78 附属書 II 及び IBC コードによるばら積み輸送される液体物質

非該当

輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策：

車両には、運搬事故時の応急処置に必要なばく露防止上の保護具、及び漏出時の回収措置のための道具を備えること。

国内規制

陸上規制情報	該当しない
海上規制情報	該当しない
航空規制情報	該当しない

15 適用法令

該当法令の名称及びその法令に基づく規制に関する情報

化学物質排出把握管理促進法	第1種指定化学物質（管理番号31、アンチモン及びその化合物） 特定第1種指定化学物質（管理番号332、砒素及びその無機化合物） 特定第1種指定化学物質（管理番号697、鉛及びその化合物）
労働安全衛生法	名称等を表示すべき危険物及び有害物（アンチモン及びその化合物）・含有する製剤その他の物。ただし、含有量が1重量%未満のもの及び三酸化二アンチモンは含有量が0.1重量%未満のものを除く。 名称等を通知すべき危険物及び有害物（アンチモン及びその化合物、砒素及びその化合物、鉛及びその無機化合物）・含有する製剤その他の物。ただし、含有量が0.1重量%未満のものを除く。 管理濃度設定物質（砒素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）、鉛及びその化合物） 名称等を表示すべき危険物及び有害物（砒素及びその化合物、鉛及びその無機化合物）・含有する製剤その他の物。ただし、含有量が0.1重量%未満のものを除く。 鉛等（鉛）・他の物との混合物。ただし、焼結鉛、煙灰、電解スライム及び鉛さいを除く。 特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者（鉛）・他の物との混合物。ただし、焼結鉛、煙灰、電解スライム及び鉛さいを除く。
毒物及び劇物取締法	該当しない

その他の適用される法令の名称及びその法令に基づく規制に関する情報

労働基準法	疾病化学物質（アンチモン及びその化合物（合金を含む。）、砒素及びその化合物（砒化水素を除く。）、鉛及びその化合物（四アルキル鉛化合物を除く。合金を含む。））
大気汚染防止法	有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（アンチモン及びその化合物、ヒ素及びその化合物） 有害大気汚染物質・優先取組物質（ヒ素及びその化合物） 有害物質（鉛及びその化合物）
水質汚濁防止法	指定物質（アンチモン及びその化合物） 有害物質（砒素及びその化合物、鉛及びその化合物）
下水道法	水質基準（砒素及びその化合物、鉛及びその化合物）
水道法	水質基準（ヒ素及びその化合物、鉛及びその化合物）
特定有害廃棄物輸出入規制法（バーゼル法）	対象有害廃棄物（Y27：アンチモン、アンチモン化合物）
外国為替及び外国貿易法	輸出許可貨物・補完品目（キャッチオール規制）（その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品）・武器から機微品目の項に掲げるものを除く。 輸出許可貨物・補完品目（キャッチオール規制）（鉛及びその製品）・武器から機微品目の項に掲げるものを除く。
じん肺法	法第2条、施行規則第2条別表粉じん作業（鉛）（粉じん）
土壌汚染対策法	特定有害物質（砒素及びその化合物、鉛及びその化合物）

16 その他の情報

参考文献

東湖産業株式会社提供資料

NITE GHS 分類結果一覧（2024）

日本産業衛生学会（2023）許容濃度等の勧告

ACGIH, American Conference of Governmental Industrial Hygienists (2024) TLVs and BEIs.

【注意】 本 SDS は、JIS Z 7253:2019 に準拠し、作成時における入手可能な製品情報、有害性情報に基づいて作成していますが、必ずしも十分ではない可能性がありますので、取扱いにはご注意ください。本 SDS の記載内容については、新しい知見等がある場合には必要に応じて変更してください。また、注意事項等は通常の取扱いを対象としたものですので、特別な取扱いをする場合には用途・条件に適した安全対策を実施の上、お取扱い願います。